

長期保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
追加保険料	普通約款等の規定により、当社が請求する追加保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
普通約款等	この保険契約の普通約款（*1）およびこれに付帯された他の特約をいいます。
保険年度	① 保険期間1年未満の端日数がない場合 初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。 ② 保険期間に1年未満の端日数がある場合 初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
保険料払込方法	保険証券記載の保険料払込方法をいいます。

（*1）海外旅行保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (保険料の払込み)

- （1）当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、保険証券記載の保険料払込方法により払い込むことを承認します。
- （2）保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料または初回保険料を払い込み、第2回目以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第3条 (第2回目以降の保険料領収前の事故)

保険契約者が、第2回目以降の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までの払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以後に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (第2回目以降の保険料不払の場合の保険契約の解除)

- （1）当社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

①	払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日までに払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
②	保険料払込方法が月払の場合に、払込期日までにその払込期日までに払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（*1）までに、次回払込期日（*1）までに払い込まれるべき保険料の払込みがない場合

- （2）（1）の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、下表の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

①	（1）の表の①による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日
②	（1）の表の②による解除の場合は、次回払込期日（*1）

- （*1）払い込まれるべき保険料の払込みがなかった払込期日の翌月の払込期日をいいます。

第5条 (保険料払込方法の変更)

保険契約者は、当社の承認を得て、保険料払込方法を変更することができます。

第6条 (保険料の前納)

- （1）保険契約者は、保険料払込方法が一時払以外の場合には、当社の定める方法により、将来到来する払込期日の保険料を前納することができます。
- （2）（1）の規定により前納する保険料については、当社所定の利率（*1）および方法により割引きます。
（*1）年5分以内とします。

第7条 (保険料の変更—告知義務の場合)

普通約款第6条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに下表のとおり取り扱います。

区分	保険料の変更方法
① 保険料払込方法が一時払の場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 保険料払込方法が一時払以外の場合（*1）	ア. 普通約款第6条（告知義務）（3）の表の③の承認をした日の属する保険年度末までの保険料については、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を一括して返還または請求します。 イ. 普通約款第6条（3）の表の③の承認をした日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。

- （*1）第6条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約については、当社が別に定める方法により計算した保険料を返還または請求します。

第8条 (保険料の変更—職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

- （1）職業または職務の変更の事実（*1）がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、この保険契約に付帯された他の特約の規定に基づき保険料払込方法ごとの区分に従い、下表のとおり取り扱います。

区分	保険料の変更方法
① 保険料払込方法が一時払の場合	未経過期間（*2）に対応する保険料を返還または請求します。
② 保険料払込方法が一時払以外の場合（*3）	ア. 適用料率を変更する事由が生じた日の属する保険年度末までの保険料については、その保険年度末までの未経過期間（*4）に対応する保険料（*5）を返還または請求します。 イ. 適用料率を変更する事由が生じた日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。

- （2）普通約款等の規定により保険契約の条件の変更がある場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに（1）の表の①および②のとおり取り扱います。

- （*1）普通約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）の変更の事実をいいます。

- （*2）保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通約款第7条（1）または（2）の変更の事実が生じた日から、この保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。

- （*3）第6条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約については、当社が別に定める方法により計算した保険料を返還または請求します。

- （*4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通約款第7条

(1) または (2) の変更の事実が生じた日から、その保険年度末までの期間をいいます。

(※ 5) 変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した未経過期間に対応する保険料をいいます。

第9条 (追加保険料不払の場合の取扱い)

(1) 保険契約者が第7条(保険料の変更—告知義務の場合)および第8条(保険料の変更—職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(※1)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) 第7条の規定による追加保険料を請求する場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 第8条(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(※2)があった後に生じた保険事故による傷害に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(5) 保険契約者が第8条(2)の規定による追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通約款等の規定に従い、保険金を支払います。

(※1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限り、当会社は、

(※2) 普通約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)の変更の事実をいいます。

第10条 (保険料率の改定による保険料の取扱い)

保険期間の中途においてこの保険契約に適用した保険料率を改定した場合でも、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求を行いません。

第11条 (保険料の返還—無効または失効の場合)

保険契約の無効または失効の場合には、当会社は、下表の区分に従い、保険料を返還します。

区分	保険料の返還方法
① 普通約款第9条(保険契約の無効)(1)の表の①の規定により保険契約が無効となる場合	当会社がその事実を知った日の属する保険年度の翌保険年度以降の期間に対応する保険料を返還します。
② 普通約款第9条(1)の規定により保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料に当会社所定の利率(※1)により計算した利息をつけて、保険契約者に返還します。
③ 保険契約が失効となる場合	未経過期間に対応する保険料を返還します。

(※1) 年6分以内とします。

第12条 (保険料の返還—取消しの場合)

普通約款第11条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社がその事実を知った日の属する保険年度の翌保険年度以降の期間に対応する保険料を返還します。

第13条 (保険料の返還—解除の場合)

下表に掲げる保険契約の解除の場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。

① 次の規定により、当会社が保険契約を解除した場合 ア. 普通約款第6条(告知義務)(2)または第13条(重大事由による解除)(1) イ. 第4条(第2回目以降の保険料不払の場合の保険契約の解除)(1)または第9条(追加保険料不払の場合の取扱い)(1)
② 普通約款第12条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合
③ 普通約款第13条(2)の規定により、当会社が保険契約(※1)を解除した場合
④ ①から③までのほか、この保険契約に付帯された他の特約の規定により、この保険契約が解除された場合。ただし、その特約に解除に伴い保険料を変更しない旨の規定がある場合を除きます。

(※1) その被保険者に係る部分に限り、当会社は、

第14条 (普通約款の適用除外)

この特約の規定が適用される場合には、普通約款のうち下表に掲げる規定は適用しません。

① 第15条(保険料の返還または請求—告知義務等の場合)
② 第16条(保険料の返還—無効または失効の場合)
③ 第17条(保険料の返還—取消しの場合)
④ 第18条(保険料の返還—解除の場合)

第15条 (普通約款等の読み替え)

この特約については、普通約款およびこれに付帯される特約のうち次の規定を、それぞれ下表のとおり読み替えて適用します。

① 普通約款第5条(保険責任の始期および終期)(5)の表の①の規定中「保険料領収前」とあるのは「一時払保険料または初回保険料領収前」
② 傷害死亡保険金支払特約第2条(保険金を支払う場合)(※2)の規定中「既に支払った傷害後遺障害保険金」とあるのは「その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った傷害後遺障害保険金」
③ 傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害保険金支払区分表型)第2条(保険金を支払う場合)(5)の規定中「既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく傷害後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は」とあるのは「既に存在していた身体の障害が、新たな後遺障害の原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害により、この保険契約に基づく傷害後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は」
④ 傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害保険金支払区分表型)および傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害等級表型)第5条(当会社の責任限度額)の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「各保険年度ごとに」

第16条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款等の規定を準用します。